

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	6

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：23C23  
事業者名：千葉中央バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和5年11月10日（金曜日）  
14時00分から（千葉市）聴聞室AB  
15時00分から（千葉県）聴聞室AB

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は  
名称及び住所

- ・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1
- ・千葉市長 千葉県千葉市中央区千葉港1-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

(別紙5-2)  
交計第446号  
令和5年11月10日

関東運輸局長 様

千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県知事 熊谷 俊人  
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和5年11月10日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号  
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：23C23
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
千葉県バス対策地域協議会にて、令和6年3月31日まで運行を継続する旨、関係者間で合意が得られているため、廃止日の繰上げは認められない。



5千都交第395号  
令和5年11月10日

関東運輸局長様

千葉県千葉市中央区千葉港1-1  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊一



### 意見の陳述書

令和5年11月10日に予定しておりました意見の陳述について、下記のとおり書面による陳述を行います。

#### 記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号  
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：23C23
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
千葉市長 神谷 俊一

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

対象とされるバス路線は、いずれも居住地域と地域拠点を結ぶ路線であり、JR外房線鎌取駅から千葉市若葉区大宮台団地を経てJR総武本線・千葉都市モノレール都賀駅間を運行する路線バス、通称「都賀線」及びJR外房線土気駅と千葉市緑区大椎台団地間を運行する路線バス、通称「千葉中線」であり、平日1日100人以上の利用がある千葉中央バス株式会社の単独運行のバス路線である。

路線廃止の主な理由は、収支が赤字であることや利用減少、コロナ禍後の利用者の戻りも不透明なためと事業者からは聞いておりますが、本市ではこれまで、事業継続支援金の支給などを通じ路線の維持を支援してきたなか、一定数の利用がある当該2路線の廃止は遺憾であります。

当該2路線は令和5年10月1日での廃止の意向が示されましたが、千葉県バス対策地域協議会千葉分科会で協議を続けた結果、令和6年3月31日までは大幅減便としつ



つも路線維持することとなった路線です。大幅減便となったことで、通勤・通学や買い物、通院等、市民の生活に支障をきたしている状況であることは、テレビや新聞でも大きく取り上げられ、現在も市民や沿線自治会から廃止の撤回や運行ダイヤを元に戻してほしいとの要望や意見が寄せられていることから、事業者には、公共交通機関としての社会的責任に鑑み、減便やダウンサイジングなど同一路線の縮小による維持等の検討結果や廃止に至った経緯について丁寧な説明を行うなど適切な対応をお願いしたい。

令和5年11月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年11月14日
(2) 事業者の氏名又は名称	もっこり竹の子観光株式会社（法人番号：1011801014715） 代表者 三瓶 久一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区細田1-12-1 (本社営業所) 東京都葛飾区細田1-12-16
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月25日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)